

インバウンドの本格的な再開に向けた
取組を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
総 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

世界各国においては、経済活動の正常化に向けて、既に入国者に対する水際対策の緩和を進める中、我が国においても、本年6月1日より1日当たりの入国者数の上限を引き上げるなど、コロナ禍からの本格的な経済活動に向けて、入国時の検疫措置を見直したところである。

また、政府は、本年6月10日以降、外国人観光客に関して、訪日観光実証事業や日本の感染防止対策を踏まえた「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」を策定し、受入れを再開したことに伴い、コロナ禍で大きく疲弊した観光関連産業からは、1人当たり旅行消費額が大きいインバウンドに対する期待が高まっている。

入国制限が開始される以前から、地方自治体においては、外国人観光客を受け入れる安全・安心な観光地づくりを進めてきており、今後、観光産業が活性化するためには、経済活動の正常化に向けた取組として、国内の観光誘客策に加え、円安を追い風とした外国人観光客の誘客施策が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、観光産業の回復を実現するため、国を挙げた外国人観光客の誘客キャンペーンや入国規制の段階的な緩和を実施するとともに、外国人観光客が国内旅行を満喫できるようガイドラインを見直すなど、インバウンドの本格的な再開に向けた取組を行うよう強く要請する。